

入湯税(令和6年度分)の使途について

入湯税は、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設、消防施設等及び観光施設の整備並びに観光の振興に要する経費に充てるための目的税であり、市内の鉱泉浴場(温泉)を利用することに対して課される税金です。

◆入湯税の税率

1日1人につき(12歳未満は免除されます)

普通旅館…宿泊入湯客 150円(日帰り入湯客 75円)

自炊旅館…宿泊入湯客 75円(日帰り入湯客 35円)

◆入湯税の使途状況

令和6年度における市の入湯税決算額は18,510千円となりました。使途状況の概要については以下のとおりです。

事業の内容	事業費(千円)	充当額(千円)
観光振興	72,262	4,663
観光施設の整備	188,442	12,160
消防施設等の整備	98,457	1,687
計	359,161	18,510

◆入湯税の使途の推移(H27～R6)

